

2026 年 7 月 15 日

一般社団法人日本ペインクリニック学会
会員各位

一般社団法人日本ペインクリニック学会
倫理委員会

演題登録における倫理的配慮の申告について

平素より本学会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、学会発表や研究活動においては、研究倫理および個人情報保護に対する社会的関心が一層高まっており、学術集会においても適切な倫理的配慮が強く求められています。

このような状況の中、本会年次および支部学術集会の演題登録において、症例報告や研究発表であるにも関わらず、発表内容が「倫理的配慮に該当しない」と申告されているケースが少なからず見受けられます。

倫理的配慮に関する適切な対応および開示は、研究・発表活動を行う上で極めて重要です。

つきましては、改めて本会倫理規定にも記載されております内容を確認いただき、演題登録時には適切に申告いただきますようお願い申し上げます。(演題登録ページにも本会倫理規定のリンクが掲載されておりますので、演題登録時には必ず確認してください)

倫理的配慮が必要となる主な発表とその対応例については、以下の通りです

- **人を対象とした前向き介入研究**：所属施設の倫理（審査）委員会またはこれに準じるものの承認を得る。また個々の対象から書面による同意を得る。
- **観察研究や後ろ向き研究**：所属施設の倫理(審査)委員会またはこれに準じるものの承認を得る。また、適切にオプトアウトの機会を設けていることや、口頭(カルテ記載)または文書で同意を得る。
- **動物実験**：所属施設などの動物実験委員会の審査、承認を得る。
- **症例報告**：患者またはその家族から書面による承諾を得る（口頭で同意を得てカルテに記載も可）、もしくは所属施設の承認を得る。また、患者等人物の画像を掲載する場合も本人の同意を得た上で、個人が特定出来ないように顔に画像処理を施し掲載する。

発表内容が上記に該当する場合には、必要な手続き・対応を適切に行ったうえで、演題登録時に正確に申告してください。

また、ご自身の発表内容に倫理的配慮が必要か否か、あるいは対応方法等について不明な点がある場合には、事前に学会事務局または学術集会運営事務局までお問い合わせください。

会員の皆様におかれましては、本内容をご理解いただき、研究倫理の遵守および適切な学術発表の推進に、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

●本会倫理規定は[こちら](#)

※本会ホームページの、会員の皆様／各種規定「学会誌投稿および学会発表における倫理規定」に掲載されております。